

「軽微なもの」の基準・具体例（案）

※ 下記で示した例はあくまで典型例であり、著作物の種類・性質や、著作物全体の中での複製する部分の位置付けなどに応じて、これら以外にも「軽微なもの」に該当する場合はあり得る（争いとなった場合には、個別事情を考慮して裁判所で判断されるもの）。

1. 「分量」による基準・典型例（全般）

その著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小部分である場合には、「軽微なもの」と認められる。

< 「軽微なもの」の典型例 >

- ・ 数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマのダウンロード
- ・ 長文で構成される論文や新聞記事などの1行～数行のダウンロード
- ・ 数百ページで構成される小説の1ページ～数ページのダウンロード

< 「軽微なもの」とは言えない例 >

- ・ 漫画の1話の半分程度のダウンロード
- ・ 4コマ漫画や1コマ漫画の1コマのダウンロード
- ・ 論文や新聞記事の半分程度のダウンロード
- ・ 絵画や写真など1枚で作品全体となるもののダウンロード（※2.により「軽微なもの」と認められる場合もあり得る）

2. 「画質」による基準・典型例（絵画・イラスト・写真など）

画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合には、「軽微なもの」と認められる。

< 「軽微なもの」の典型例 >

- ・ サムネイル画像のダウンロード

< 「軽微なもの」とは言えない例 >

- ・ 絵画・イラストなどの鮮明な画像のダウンロード
- ・ 高画質の写真のダウンロード